

寺社の造営からみた中世後期の東国社会

—一四・一五世紀を中心として—

小森正明

一はじめに

近年の中世東国史研究の進展は、多くの貴重な成果を生み出した。特に、政治史・流通史・水運史の三つの分野における研究の蓄積は、ここ一〇年の間に飛躍的な進展をみた分野であるといえる。いまここでこれらの分野の研究についてその全てを回顧することは不可能ではあるが、政治史の分野における峰岸純夫⁽¹⁾・佐藤博信⁽²⁾・市村高男⁽³⁾・山田邦明⁽⁴⁾各氏の業績、流通史の分野の井原今朝男⁽⁵⁾・綿貫友子⁽⁶⁾・永原慶二⁽⁷⁾各氏の業績、水運史の分野の小笠原長和⁽⁸⁾・網野善彦⁽⁹⁾・峰岸純夫⁽¹⁰⁾・綿貫友子⁽¹¹⁾各氏の業績は特に注目されるものである。また、この他にも多くの貴重な成果が発表されていることは、承知のところであろう。⁽¹²⁾

さて、私は、こうした諸先駆の業績に導かれながら、中世後期の東国内でその活動がみられるようになる蔵本や富有人等について言及してきた⁽¹³⁾。これらの人々の活動は、流通の活発化によるものであると推測さ

れ、東国内の経済的な成熟化を表しているものとも考えられる。また、これらの人々の姿が史料の上に現れるようになるのが主として一四世紀以降であるという点も注目すべきことである。それは東国は、畿内・近国に比べて生産力が低く、その経済的発展が遅れていることも事実ではあるが、一方で、一四世紀以降独自の経済発展の道を歩み始めた頃れども考えられるためである。勿論このことは、東国が自立的に経済発展の道を歩み始めたことを意味するのではなく、畿内・近国との交流に基づいたものではあつたろう。かつて中世後期東国の政治的後進性を明らかにされた永原慶二氏も近年の業績の中で、一五世紀以降の東国の経済的発展の多様な可能性を提起するに至る⁽¹⁴⁾等、この時期のこの地域に対する認識は大きく変わりつつあるように思われる。

本稿では、こうした東国の経済発展の背景の一つであると推測される一四・一五世紀に多く見られるようになる寺社の造営事業(修理を含む)をとりあげ、当該期の経済的発展との関わりについてざさやかな検討を行いたい。なお、ここでいう一四・一五世紀は、一四世紀半ばから一五

世紀後半位の時期であることを予め御断りしておきたい。

二 一四・一五世紀東国内の寺社造営

ここでは、当該期に行われた主要な造営事業について、残された史料より検出してみたい。⁽¹⁶⁾

【武藏国】

称名寺 同寺は、神奈川県横浜市金沢区に所在する寺で、北条実時（建治二年〔一一七六〕没）が母の菩提を弔うために建立した持仏堂を起源とし、文永四年（一二六七）審海を開山に迎え、真言律宗の寺として発展した。同寺は、北条氏の氏寺としての性格をもつところから、鎌倉幕府及び北条氏一門の保護を受けるところとなり、経済的基盤も北条氏の寄進による所領が多かつた。しかし、鎌倉幕府の滅亡後は、その経済的基盤は大きな打撃をうける。同寺の当該期の造営については、至徳二年（一三八五）六月日付の称名寺細々作事注文（神四九八九号）に、

えられる。

【相模国】

大山寺 同寺は、神奈川県伊勢原市に所在する寺で、大山の阿夫利神社の別当寺であった。当該期の同寺の造営については、応永七年（一四三〇～五一四一号）に、金堂の修造にあたっての番匠・鍛冶や材木等に関する費用が計上されており、この時期に称名寺内で大がかりな修造事業が行わっていたことが知られる。この修造は、寺家年貢及び神奈河・品河両浦の帆別錢が充てられていることがわかる（神五二三〇号）。帆

別錢は、鎌倉府によつてその徵収が認められたものと推測される。

六所宮

同宮は、東京都府中市に鎮座する神社で、古代の武藏国造が奉斎したと伝えられ、武藏国の總社としての性格をもつ。六柱の祭神を祀っているところからこの名がある。現在は大国魂神社と呼ばれている。『吾妻鏡』（新訂増補国史大系）にもその記事が散見され、武家の崇敬が厚かつたことが知られる。同宮の当該期の造営については、応永一一年（一四

〇四）六月一二日付の鎌倉府奉行人連署奉書（神五三四一號）に「黄梅院雜掌申、當院領武藏國小山田保山崎郷・同保黒河郷半分六所宮造営反錢事」とみえ、黄梅院領に六所宮造営のための段錢が賦課されていたことが知られる。恐らく武藏國一國規模の段錢賦課であつたと推測される。このことから、応永一一年當時六所宮造営のための費用調達が行われていたことがわかり、これ以降のある時期に六所宮の造営が行われたとみてよい。そして段錢の賦課主体は先の史料から鎌倉府であったと考

推測される。

鶴岡八幡宮

同宮は、神奈川県鎌倉市に鎮座する神社で、源頼義が由比浜に祀っていたものを、治承四年（一一八〇）源頼朝によつて現在の地に移された。源氏ゆかりの社で武家の崇敬が厚い。当該期の同宮の造営については、文和二年（一三五三）四月二九日に修理料所として相模国南波多野が寄進され（神四二二七号）、延文三年（一三五八）四月一日には、浜大鳥居の棟上が行われる等（神四三三五号）比較的早い時期より造営に着手している。これ以降明徳三年（一三九一）一〇月一二日に修理用脚として上総国佐貫郷南方の段銭三貫一三八文が納付され（神五〇九七号）、応永二年（一三九五）三月一〇日には同じく修理用脚として陸奥国の段銭の一部五五〇文が納付された（神五一二三号）。また、同四年七月一六日には同宮の北斗堂の造営に着手し（『鶴岡事書日記』編二十鶴岡社）、同一一年五月一五日には鎌倉公方足利満兼が、修理用脚として甲斐国の段銭を寄進（神五三四〇号）。同一五年一一月一一日には、宝蔵の造営（『鶴岡社務次第』編二十鶴岡社）、同一〇年三月六日には鳥居を建立する等（『鎌倉大草紙』続群書類從）、主として鎌倉府は同宮の造営事業に多くの援助をしている。前代より武家の崇敬厚かつた同宮への保護政策は鎌倉に所在する政権として、当然踏襲すべきものであったものと考えられる。

箱根社

同社は、神奈川県箱根町に鎮座する天津彦火々出見尊を祭神とし、その起源は奈良時代に万巻上人が開いたとされる神仏習合の神社

である。鎌倉時代には源頼朝の崇敬も厚く、造営も専ら鎌倉幕府が担つていた。同社の当該期の造営については、応永二四年（一四一七）一一月二七日付の鎌倉公方足利持氏御教書案（神五五五一号）によれば、熊野堂造営のためその用脚として上総国段別銭一〇疋が箱根山別当御房に与えられており、箱根社内熊野堂の造営が行われていたことがわかる。

建長寺

同寺は、鎌倉幕府の執權北条時頼（弘長三年〔一二六二〕没）の開基で、神奈川県鎌倉市に所在する臨済宗建長寺派の大本山。開山は蘭溪道隆で、建長五年（一二五三）の創建。鎌倉時代には、北条氏や幕府の手厚い保護をうけ、造営も幕府によつて行われていた。暦応四年（一三四一）には、鎌倉五山の第一位になる。同寺の当該期の造営については、正長四年（一四三一）三月六日付の鎌倉公方足利持氏御教書（神五八五八号）に、建長寺仏殿の造営用木を寄進したことがみえる。

円覚寺

同寺は、鎌倉市に所在する臨済宗円覚寺派の大本山で、山号

を瑞鹿山という。開基は、鎌倉幕府の執權北条時宗で、弘安五年（一二八二）の創建。開山は宋より来日した無学祖元である。翌年には幕府の祈願所となり、至徳三年（一三八六）鎌倉五山の第二位となる。北条氏の帰依が厚く、その庇護を受けていた。同寺には多くの塔頭があり、仏日庵・正統院・黄梅院等はその内である、同寺の当該期の造営については、永和二年（一三七六）九月一四日付の関東管領上杉能憲奉書（神四

七六三・六号)によれば安房・上総・上野・下野四か国の棟別錢一〇文の徵収が認められており、この時期に造営が行わっていたことが推測される。また、前年の応安八年七月五日付の関東管領上杉能憲奉書(神四七四四号)には「円覚寺造営材木等運送事」にあたって河海陸閨渡の煩い無き通過を保証しておりこの頃造営事業が本格化していたことがわかる。この他、永和二年(一三七六)一一月一二四日には「常陸國小河郷」が造営料所として三か年間与えられ(神四七七三号)、同一二月一九日には「鎌倉中間別錢壹文」が三か年間寄進されている(神四七七六号)。こうした点からみて、同寺の造営が大規模なものであったことがわかる。同寺は、応安七年一一月二三日に大火によつて焼失しており早期の復興が求められていたのである。

正統院 同院は、円覚寺の塔頭の一つで、一五世住持夢窓疎石の塔所である。觀応二年(一三五一)に夢窓は入寂したが、翌年には門弟の饗庭氏直が塔所の造営に着手している。当所の造営は、華嚴塔の造営を中心進められ、文和三年(一三五四)一〇月二六日付の鎌倉公方足利基氏御教書(神四二六八号)によれば、黄梅院修造のために常陸國の棟別錢一〇文の徵収が認められており、また同一一月一二日付の室町幕府將軍足利尊氏御教書(神四二七二号)でも先の内容を重ねて認めている。その後、貞治六年(一三六七)一〇月七日(神四六〇九号)には、室町幕府將軍足利義詮によつて「鎌倉・六浦小間別錢貨」を造営用脚とすべきことが認められている。また永徳二年(一三八二)五月七日(神四八九五号)には翌年の秋以前に修造を終わらせるべく鎌倉への課役を用脚として付与されている。

仏日庵 同庵も、円覚寺の塔頭の一つで、円覚寺の檀那塔(北条時宗・貞時・高時三代の塔所)が所在する一山の中でも重要な塔頭であった。同庵の当該期の造営については、永和四年(一三七八)八月三日付の武藏守護上杉憲春施行状(神四八一〇号)によれば、「武藏國^(奈良)神河・品河以下浦々出入船、帆^貨舟段別錢貨參百文」を徵収する権利が三か年にわたる。また、享徳元年(一四五二)から翌年にかけても奉加錢のことがみえ造営が継続されていたことがわかる(神六一四四・六一六〇・六一六

一・六一六三・七号)。更に同一年には、武藏國の棟別錢の寄進がされており(神六一六八号)、造営事業の進展に伴つて、用脚の不足をきたしていたものと考えられる。

黄梅院

同院は、同じく円覚寺の塔頭の一つで、一五世住持夢窓疎石の塔所である。觀応二年(一三五一)に夢窓は入寂したが、翌年には門弟の饗庭氏直が塔所の造営に着手している。当所の造営は、華嚴塔の造営を中心進められ、文和三年(一三五四)一〇月二六日付の鎌倉公方足利基氏御教書(神四二六八号)によれば、黄梅院修造のために常陸國の棟別錢一〇文の徵収が認められており、また同一一月一二日付の室町幕府將軍足利尊氏御教書(神四二七二号)でも先の内容を重ねて認めている。その後、貞治六年(一三六七)一〇月七日(神四六〇九号)には、

そしてそのための施設として、両浦所在の宿屋一宇が与えられている。

このことから、神奈河・品河両湊入港の船への恒常的な賦課がされたいたことが知られる。その主体は鎌倉府であつたろう。

大蔵稻荷社

同社は、現在その旧跡を明らかにし得ないが、鎌倉市所在の神社であったことは誤りなく、淨明寺境内の稻荷社であったという説や、大臣山の稻荷社であったという説等がある。当該期の造営については、正長二年（一四二一九）八月五日付の鎌倉公方足利持氏御教書写（神五八三七号）に同社の造営料所として「武藏国豊島郡岩淵関所」が寄進されており、また同じ時期に「相州湯本関所」も修理料所として姿をみせており、（神五八四二号）。

宝戒寺

同寺は、鎌倉市に所在する天台宗の寺で、後醍醐天皇が北条高時の冥福を祈るために建立したとされている。当該期の造営については、文和元年（一三五二）一二月二七日付の室町幕府將軍足利尊氏御教書案（神四二一一号）によって同寺の造営のために下野・下総両国の棟別錢一〇文を徴収することが認められており、この時期に造営が行われていたことが推測される。同文書によれば、翌二年に木作始が行われる予定であったことがわかる。

覚園寺

同寺は、鎌倉市に所在する真言宗の寺で、山号を鷺峯山といふ。もと四宗兼学の寺で、建保六年（一二一八）北条義時が大倉の地に薬師堂を建立したことになります。その後、永仁四年（一二九六）北条貞時が忍性の弟子智海を開山とし、現在の寺名となつた。当該期の同寺の

造営については、応永四年（一三九七）七月一〇日付の鎌倉公方足利氏

満寄進状写（神五一八五号）に「竹沢兵庫助入道跡」が修造料所として

寄進されており、この時期に造営が行われていたことがわかる。

靈山寺

同寺は、神奈川県伊勢原市に所在する真言宗の寺で、日向薬師とも称される。その開基は行基と伝えられ、『吾妻鏡』にも源頼朝崇敬の寺として散見される。同寺の当該期の造営については、康暦二年（一三八〇）一月一八日付の室町幕府管領斯波義持施行状写（神四八三八号）に「日向山造営要脚」として遠江国の棟別錢壹疋が寄進されている。これは、將軍足利尊氏の命によるものであり、また同年九月二一日付の後円融天皇綸旨案写（神四八五五号）ではこの他三河国の棟別錢も造営用脚として寄進されている。

谷宮八幡宮

同宮については、現在その旧跡を明らかにし得ない。しかし、恐らく鎌倉の地に鎮座していたものと推測される。同宮の当該期の造営については、応永二八年（一四二一）一〇月一二日に同宮の鳥居の建立が行われたことがみえるのみであるが（『鎌倉管領九代記』史籍集覽）、造営事業の一環であつた可能性もある。

【伊豆国】

三島社

同社は、静岡県三島市に鎮座する社で、伊豆国の一の宮である。もと四宗兼学の寺で、建保六年（一二一八）北条義時が大倉の地に武家の崇敬も厚く、鎌倉幕府とのつながりも深い。同社の当該期の造営については、延文元年（一三五六）八月六日付の鎌倉公方足利基氏御教

書（神四三一四号）に、「三島宮塔婆并三昧堂造営事」とみえ、同社内の塔婆と三昧堂造営が行われていたことが推測される。また、応永一三年（一四〇六）頃に同社の遷宮が行われていたことが『妙法寺記』（続群書類從）にみえる。

修禪寺

同寺は、静岡県修善寺町に所在する曹洞宗の寺で、山号を肖廬山という。また走湯山とも称する。寺伝によれば延暦一七年（七九八）空海が弟子果隣に創建させたという真言宗の寺であった。鎌倉時代には二代將軍頼家がこの寺に幽閉され殺害されたことは著名。その後臨済宗に転じ、戦国時代に曹洞宗となつた。同寺の当該期の造営については、観応三年（一三五二）五月一三日付の室町幕府將軍足利尊氏御教書（神四一六四号）に「殿堂十余箇所令新造」とみえ、寺内の殿堂一〇か所の新築がなつたことがわかる。当該期では最も早い時期に属するものである。

【常陸国】

鹿島社 同社は、茨城県鹿嶋市に鎮座する武甕槌命を祭神とする常陸国の一の宮で、下総国の香取社と共に大和朝廷の東國經營と密接な関係を有していた古社である。武家の崇敬も厚く、『吾妻鏡』にその記事が散見される。同社の当該期の造営については、正長二年（一四二九）一〇月九日付の沙弥某奉書（神五八三八号）に「鹿島社御修理要脚段別錢事」とみえ、常陸国内に修理のための段錢が賦課されていたことがわかる。また、永享六年（一四三四）には同じく修理用脚として鹿島社大祢宜氏知行分の借用並びに常陸国内の段錢賦課のことがみえる（鹿島神宮

文書一三八号）。更に翌年には、用脚捻出のため同国内の富有人の名前を注進させており（鹿島神宮文書九六号）、いわゆる有徳錢によって修理用脚の確保を図ろうとしている。

【上野国】

長樂寺

同寺は、群馬県新田町に所在する天台宗の寺である。もとは臨済宗であり、栄西の弟子栄朝が承久三年（一二二一）に開き、当時は禪密兼学の寺として大いに隆盛をみた。この周辺に本拠を置いていた世良田氏の帰依も厚く、菩提寺的な性格も持っていた。また鎌倉幕府の北条氏とも密接な関係もあった。同寺の当該期の造営については、応永七年（一四〇〇）九月一五日付の鎌倉公方足利満兼御教書（神五二六八号）に「世良田長樂寺領諸御公事除役夫工米并事、造営之間所被免許也」とみえるところから、当時の長樂寺造営が行われていたことがわかる。

【下野国】

鑁阿寺 同寺は、栃木県足利市に所在する真言宗の寺で、通称大日堂。建久七年（一一九六）足利義兼の開基と伝えられ、代々足利氏の氏寺として帰依を受けていた。寺域は、旧足利氏の居館跡と伝えられ、中世の豪族館の面影を残している。同寺の当該期の造営については、応永一四年（一四〇七）四月一三日付の鎌倉公方足利満兼御教書（神五三九六号）に「足利莊鑁阿寺造営材木事」とみえ、当時造営の途上にあつたことがわかる。また材木も足利莊の他佐野莊や上野國の寺社領を除外しない所々で伐採出来ること等が認められており、広範囲にわたる材木の確保が

推測される。

日光山 同山（栃木県日光市）は、奈良時代に勝道上人が開いた山岳信仰の靈地で、中世には天台宗系の衆徒坊三六坊及び衆徒部屋坊二五坊と称される衆徒と、修驗中心の多くの一坊が存在していたという。この中で中心的な存在であったのが常行三昧堂もしくは常行堂とよばれた坊舎であった。同山の当該期の造営については、応永二九年（一四二二）五月一五日付の日光山座主昌瑜御教書（輪王寺文書七二号）に「就常行堂御修理用脚」とみえ、この頃造営の話が具体化していたことがわかる。これより遡ること七年前の応永二二年のものと推定される日光山執事等連署書状（輪王寺文書五〇号）では常行堂大破につき修造すべきことが述べられているが不調であつたらしく、この問題の解決に数年を要していたものと推測される。この時の修造には、所領の符所郷等への賦課がなされており（輪王寺文書六九号等）、これを契機として百姓の逃散をみている。

【上総国】

市原八幡宮 同宮は、千葉県市原市に鎮座する神社で、現在は飯香岡八幡宮と称される。この地域は平安末期以来石清水八幡宮領の市原荘域であり、同宮も石清水八幡宮の分靈を勧請したものである。同宮の当該期の造営については『鶴岡事書日記』の応永四年（一三九七）六月六日条に鎌倉の鶴岡八幡宮領の上総国佐坪郷に賦課された市原八幡宮造営料棟別錢の催促を停止する記事がみえており、同宮の造営費用の賦課が上

総国一国に対して行われていたことが推測される。

天羽八幡宮 同宮は、千葉県富津市に鎮座する神社であり、現在鶴峰八幡宮と称されている。同宮の当該期の造営については、応永六年（一三九九）一月二六日付の聖源上総國天羽八幡宮造営段錢請取狀（神五一四九号）によれば、「天羽八幡宮造営要脚貳百文充反別錢」のうち四貫六〇〇文が金沢称名寺領上総國佐貫郷より納められており、この時期同宮の造営のための費用調達が行われていたことがわかる。恐らく上総国一国への賦課ではなかつたろうか。

【下総国】

香取社 同社は、千葉県佐原市に鎮座する経津主命を祭神とする古社で、常陸国の鹿島社と共に並び称される。下総国の一の宮でもあつた。鹿島社同様藤原氏の氏神として崇敬され、また鎌倉幕府の庇護も受けている。造営は下総国の守護であった千葉氏一族が担っていた。同社の当該期の造営については、応永二二年（一四〇五）一月二十五日付の鎌倉公方足利満兼御教書写（神五三七〇号）で、千葉満胤の多年にわたる造営の無沙汰を叱責しており、その早期の終功が促されている。この後同一三年以降、千葉氏の直臣団の所領への造営用脚賦課がなされている。⁽¹⁷⁾ 応永期にいたる造営は、早くは応安七年（一三七四）頃から問題となつており、遅々として造営が進展しなかつたものと思われる。応永期の造営については、応永二六年（一四一九）四月七日付の仮殿造営用脚算用狀（香取、神宮三八号）によつてその詳細が知られ、造営の具体的なあ

り方がわかる。

以上、武藏国から下総国までの八か国にわたる地域の主要な寺社の造営について概観してきた。これらの寺社は從来鎌倉幕府や国衙によつて造営が行われてきた寺社であったが、一四一五年には鎌倉府が經濟的援助を与え造営を遂行させているのである。こうしたいわば大寺社クラスの造営ばかりでなく、在地領主クラスが主導する中小の寺社造営もこの時期かなり多かつたものと推測される。例えば、茨城県日立市に鎮座していた吉田神社は、応永二〇年（一四一三）九月一〇日に造営の上棟が行われていたことが近年発見された棟札によつて確認できる。⁽¹⁸⁾ 同社の造営を主導したのは「平氏幹」らのこの地の在地領主クラスの人々である。また千葉県富津市に鎮座する三柱神社の棟札によれば、応永二九年九月に社殿が造営されたことがみえる。⁽¹⁹⁾ この時の造営主導者は、「高滝近江守氏重」なる人物であり、高滝氏も在地領主クラスの人物である。⁽²⁰⁾ このほか当該期に造営を行つたという事実や伝承をもつ寺社は比較的多く見受けられ、棟札の分析による成果が期待される。⁽²¹⁾ この点から当該期は「寺社造営の時代」ともいつてよい時期である。⁽²²⁾

ではこうした造営の背景は何であったのであらうか。

特に東国の場合を考えると、鎌倉府の成立・安定によつて付与できる財源—段銭・棟別銭等を徴収する権利—を掌握しうる状況となり、造営の經濟的基盤を付与できるようになつたことが大きな要因であつたものと推測される。そして、こうした背景には当然のことながら寺社からの

三 造営の經濟的基盤とその扱い手

前章では、管見に及んだ当該期の寺社造営について概観してきたが、ここでは造営用脚調進にあたつて主として鎌倉府によつて付与された經濟的基盤について言及し、またその造営を担つた番匠等の職人についても述べてみたい。

強い要求があつた。例えば常陸国の鹿島社についてみれば、永享六年（一四三四年）八月日の中臣憲親申状案（鹿島神宮文書一三八号）には、「当社、元弘年中御造営已後、以人々宿願度々奉成御修理計也、大破之段勿論也、」とみえ、鎌倉末期以降造営・修理が行われなくなり大破に至つた状況を述べ、造営の遂行を要求している。また、下総国の香取社も応永五年に至つて数十年にわたる千葉氏の造営懈怠を訴えており、鎌倉府は早期の造営の終功を千葉氏に命じている（香取、大祢宜一七一号）。このようにみてくるとこの時期は政權の安定と寺社からの強い要求とがあいまつて、造営が広く行われるようになったことが推測される。しかし、造営のための經濟的付与裏付けがなければこの事業は成り立たないわけであり、その点からも、鎌倉府の經濟的基盤の問題を考える上でも重要な視点が導き出されよう。⁽²³⁾ また造営に関わる多くの資材の調達も必要で、東国内での商品流通の一定程度の進展が背景にあつたものと考えられるのである。

表1 造營用腳賦課一覽

相										藏		武		國名							
大藏稻荷社		仏日庵		正統院		黃梅院		円覚寺		箱根社		鶴岡八幡宮		称名寺		寺社名					
正長	二・八・五	永和	四・八・三	享徳	二・一・一・四	文和	貞治	永和	永和	永和	永和	文和	明徳	永享	年号						
一四二九	一三七八	一四五三	一三四五	(一三四六七)	一四〇一	一三六七	一〇一〇二六	応永九 （永徳二）	応永三 （五・一六七）	康暦一 （五・二五）	永和二 （六・一五）	永和二 （六・一五）	永和二 （六・一五）	永和二 （六・一五）	永和二 （六・一五）	文和二 （六・一五）	明徳三 （一〇・一五）	永享四 （一二・二三）	明徳三 （一〇・一七）	永享三 （一二・二三）	西暦
○																料所段銭					
○		○	○○													棟別錢					
○																閔錢					
○																帆別錢					
○																有德錢					
○																錢酒壺別					
○																勸進錢					
武藏国岩淵関	武藏国	武藏国	常陸国	鎌倉六浦小間別	鎌倉中	鎌倉中一か年	鎌倉中一か年	伊豆国府中関	箱根山葦河関	鎌倉中間別	常陸國小河郷	安房・下総・上野・下野	箱根山別當関所	甲斐国	武藏一国か	備考					
神五八三七号	神四八一〇号	神六一六八号	神五四九六号	神四三六八号	神四六〇九号	神四五七六号	神四七七三号	神四七八二号	神四五八四六号	神四五三八二号	神四七七六号	神四七七三号	神五二二三号	神五三四〇号	神五三四一號	出典					

模		松岡八幡宮		永享 四・一〇・一四		一四三三		相模國小田原関		神五八七八号	
		宝戒寺		文和 元・一二・二七		一三五二		下野・下総		神四二二一号	
		覺園寺		応永 四・七・一〇		一三九七		竹沢兵庫入道跡		神五一八五号	
		靈山寺		康暦 二・二・一八		一三八〇		遠江国		神四八三八号	
常		鹿島社		正長 二・一〇・一九		一四二九		常陸國か		神五八三八号	
陸		永享 六・六・七・八・九		一四三四		一四三五		大祢宜知行分		神五八九四号	
		永享 七・八・九		一四三五		○		常陸國中富有人		鹿島神宮文書(1)	
		永享 七・八・九		一四三五		○		常陸國		続常陸遺文(2)	
		永享 七・八・九		一四三五		○		常陸國		鹿島神宮文書(3)	
常		鹿島社		輪王寺文書(4)		輪王寺文書(4)		常陸國		神四八三八号	
陸		永享 六・六・七・八・九		下野国(足利持氏による)		鑽阿寺文書(5)		常陸國		神五八三八号	
		永享 六・六・七・八・九		上總國か		鶴岡事書日記(6)		常陸國		神五八九四号	
		永享 六・六・七・八・九		上總國か		鶴岡事書日記(6)		常陸國		神五二四九号	
常		鹿島社		神五二四九号		神五二四九号		常陸國		神五二四九号	

出典 神奈川県史 資料編 古代・中世三上・下』の所収番号 (1)『茨城県史料 中世編I』一三八号 (2)『真壁町史料 中世編III』二七二頁 (3)『茨城県史料 中世編I』九五号 (4)『栃木県史 史料編中世一』五七号 (5)『栃木県史 史料編中世一』一〇五号 (6)『神道大系神社編二十鶴岡』

まず表1をみていただきたいが、これは前章で言及した寺社について

て、造営用脚が付与されたことが判明する例を一覧にしたものである。

管見では表1にみられるように造営用脚のために付与された経済的基盤

は、(A) 料所、(B) 段錢、(C) 棟別錢、(D) 関錢、(E) 帆別錢、(F) 有徳錢、(G) 酒壺別錢、(H) 劝進錢の八種類であった。以下、

それについて言及する。

(A) 料所は、ある特定の地域(郷等)を付与し、そこから得られる年

貢等を用脚とするものである。これには年数を限る場合が多い。

(B) 段錢は、田地一段あたりに賦課される錢貨であり、概ね段別一〇

文が多い。一国規模で賦課されている例が多く、いわゆる大田文所載の公田に対しての賦課であった。また、円覚寺の造営の例にみられるよう

に大規模な造営にあたっては數か国単位に賦課されており、これらは「大勧進雜掌」が守護使と共に徵收するものであった(神四七六四号)。

(C) 棟別錢は、家一軒あたりに賦課されるもので、概ね一軒あたり

一〇文であった。但し、棟別錢の徵収にあたっては村内の全ての家に賦課されるものではなく、村落内で格付けされた特定の家に対するものであつたことが指摘されている。⁽²⁴⁾ また徵収も特定の地域の状況を知悉していた山伏が徵収していた例が知られ、大田文のような賦課台帳的なものは存在しなかつたものと考えられている。⁽²⁵⁾

(D) 関銭は、交通の要衝に置かれた関所で徵収されたもので、主として商品並びに人間に賦課されたものである。⁽²⁶⁾ 中世後期の東国では陸上の関として、永和二年（一三七六）段階で見られる相模国箱根山別当関所をはじめ九か所を数えることができる。⁽²⁷⁾ これらはいずれも陸上交通の要衝に置かれたものであり、商品・人の動きに対する賦課であったが、賦課額については、応永二十九年（一四二二）段階の相模国六浦莊内常福寺門前勧進閑で、人別二文、駄別三文とされている例（神五六五一号）が参考となる。また武藏国岩淵関では、橋賃の徵収であったことがわかる（神五八四〇号）。岩淵郷は、現在の東京都北区岩淵の地に比定されるが、ここは『とはすかたり』に「前には入間川とかや流れたる、向かへには岩淵の宿といひて、遊女どもの住みがあり」とみえる地で、現在の荒川をはさんで東京都と埼玉県との境界の地である。この記事によれば、この地には宿が形成され遊女が多数いたことがわかる。恐らく入間川を渡る橋が架けられ、その周辺に宿が形成されていたのである。

(E) 帆別錢は、武藏国の神奈河・品河両湊に入港してくる船の帆別に賦課されたものである。管見では、この両湊以外の湊については見出

せない。このことは東国内でのこの湊の占める位置が大きかつたことを物語っている。賦課額は、帆一段別三〇〇文であった。近年の研究によれば東国と伊勢の大湊との海上交通が密接であったことが明らかにされており、また後述するように桑名等との海上交通もこの時期みられるので、この両湊を窓口とする流通は活発であったであろう。また、帆別錢の徵収にあたっては、浦の宿屋一宇も与えられており、造営担当の雜掌が課税のための施設として使用していたことがわかる（神四八一〇号）。

(F) 有徳錢は、一国内の有徳人に賦課されたものであるが、これは鹿島社造営のための用脚調進に際しての例が知られるのみである。永享七年（一四三五）八月九日付の常陸國富有人注文⁽³⁰⁾とよばれる史料が、富有人（有徳人）を鎌倉府の奉行所に注進したリストである。作成は国奉行の筑波・小高両氏が鎌倉府の命を受けて「存知通」に注進したものである（鹿島神宮文書九六号）。注文作成のプロセスについては不明な点が多いが、主として鎌倉府の奉公衆の知行地内の富有人が多く、また俗体の人々ばかりでなく僧体・寺院等もみられ、当時の富有人の実態を示すものとして興味深い史料であるが、この時どの程度の賦課がなされたのかは記載がなく不明である。しかし、東国内でも畿内同様有徳錢の賦課がなされるに至ったことは、この時期の東国の経済的発展を窺ううたるものといえる。⁽³¹⁾

(G) 酒壺別錢は、主として鎌倉中の酒壺（醸造用であるのか貯蔵用であるのかは不明）一箇あたりに賦課されたもので、管見では一例知られ

る。その賦課額は、酒壺一箇あたり二〇疋＝一〇〇文であり、これも期限を付して与えられている。当時鎌倉中にどの程度の酒壺が存在していたのかは明らかでなく、この点からすれば酒壺別錢による用脚の規模は不明である。時期は異なるが、『吾妻鏡』の建長四年（一一五二）九月三〇日の記事には鎌倉中に三七二七四箇の酒壺があったことが記されており、これをみてもわかるように鎌倉中の酒壺の数は膨大なものであったと推測される。東国最大の消費都市としての性格によるものであろう。

(H) 効進錢は、効進によって集められた錢貨であり、今回検討した中では黄梅院の華嚴塔建立にあたって集められたものが知られ、京都の法縁の寺院から「奉加錢」としてこの効進錢が送付されている（神五〇四八号）。また奉加にあたっては、効進帳が作成されている（神五〇一二号）。恐らく効進僧が市井を廻って集めたものであろう。

以上、(A)～(H)の造営に関わる八種類の経済的基盤についてみてきたが、造営用脚の調進にあたっては様々な手段によっていたことが明らかとなつた。しかし、寺社毎に特定の手段があつたものとは思われず、その時々の状況に応じて鎌倉府等の権力が付与していくものと考えられる。この内、棟別錢や段錢等の一国規模に賦課されるものが多いのは、用脚の規模の大きさを前提にするものであろうと推測されるが、またこの時期に閑錢・帆別錢・有徳錢等によって造営費用を賄おうとする動向が見られるようになることは注目すべきことである。それは、これららの前提になることは、明らかに人と物資の活発な動きであり、また

表2 造営費用一覧

名 称	費 用 額	内 訳	金 額	割 合
寺 金 堂 (神5131号)	274貫405文	帆別錢 寺家年貢	252貫 22貫405文	92% 8%
香 取 社 仮 殿 (香取、神宮38号)	125貫文	公 物 香取錢	100貫 24貫562文	80% 20%

（香取社の場合、合計で438文の不足が出る）

商人層等の蓄財であるからである。寺社の造営にかかる費用の割合は表2にみられるように、称名寺・香取社共に自領の年貢の占める割合は低く、公権力によって付与されたいわば公的資金に大きく依存していることは明瞭である。かなりの規模を占めるこれらの資金の徵収を、一つの関や湊での関錢に依存していると考えるならば、それが数か年に及ぶ徵収にしても、相当数の人・物資の流通を前提とするものである。

また、常陸国の場合のみしか確認できないが、有徳錢への依存は、有徳人の広範な分布を前提とするものであり、その活動は広く人々によって認識されていたものとみられるのである。こうした人々の活動は、主として商業活動や金融等による蓄財と考えられ、またこの時期の寺社の造営に関する様々な資材の調達にも大きく関与していたものと推測される。有徳人の活動が顯著になる時期と、造営事業が多くみられるようになる時期とがほぼ重なりあることは、こうした推測を可能にするものである。

以上により概括すれば、この時期の東国での賦課のあり方は、商品流通等の非農業部門の発展の裏打ちがあつたものとみられるのである。

次に、造営に関して残された算用状等をもとに、その費用支出の具体的な方について言及したい。

先の表2は、称名寺及び香取社の造営費用の割合を一覧にしたものであるがこれを見てもわかるように、自領から捻出された用脚の占める割合は低いことがわかる。称名寺の金堂修造の場合は用脚として、帆別錢が与えられており、その占める割合は九二%を占める。これに対して寺家年貢の割合は、八%に過ぎない。また香取社の場合も、公物と称されるものの割合は、八〇%を占め、香取錢と称されるものは二〇%である。公物とは、恐らく鎌倉府によつて徵収が認められた段錢等のことと推測され、また香取錢は、造営を担当すべき千葉氏が直臣層の知行地から徵収した錢貨であつたと考えられる。⁽³²⁾ 香取社の大抵宜家文書に残された応永一三年（一四〇六）の香取社造営料足納帳⁽³³⁾は、千葉氏の直臣層に賦課した際の徵稅台帳的性格をもつもので、香取錢を徵収するためのものであつたと推測される。

また、称名寺金堂造営の場合、応永三年（一三九六）三月から同六年六月二一日までの日付をもつ武藏国品河・神奈河両湊帆別錢下行狀（神五三三〇号）に、金堂造営に使用されたと考えられる榑・五六・戸板等の材木やアサヲ（麻苧）・鍬等の資材の数量・金額が記されており、帆別錢によつて購入した資材のリストと考えられる。これによれば、榑が六五〇〇支で五一貫一二〇文、五六が五〇（+α）で一四貫五〇〇文、戸板が一七五枚で五貫文、鍬が四一で六貫一八〇文、アサヲが一一五文

（数量不明）となつてゐる。これらの資材は、金堂造営用の一部であつたと考へられるが、これだけでも量・金額共に大きく、これらの調達は、材木奉行等の僧侶と商人層によつてなされたものと思われるのである。

次に造営を担つた職人について言及しておきたい。残された史料から確認できるのは、（A）番匠、（B）小工、（C）鍛冶、（D）萱手、（E）山取、（F）手伝の六種の職人である。⁽³⁴⁾

（A）番匠は、建築全般にわたつて携わる職人で、称名寺の例では金堂の作事始祝として孫四郎なる人物に五貫文が与えられており、また番匠中には三貫文が、酒肴料として一貫文、小袖二重（四貫五〇〇文）のうち一重と馬一疋（三貫文）が孫四郎に与えられており、この孫四郎が番匠の統括者であったことが判明する。また番匠中という形で別に費用が計上されており、孫四郎が統括する番匠が複数存在していたことが窺える。また香取社でも番匠の存在は確認できるが、その統括者の存在については検出できない。香取社の仮殿造営では、番匠の賃金として一人あたり一〇〇文が支払われているが（香取、神宮三八号）、恐らく一日分であろう。

（B）小工は、大工の下で働く建築に携わる職人であり、称名寺の金堂造営に従事している人々の中にもみえる（神五一三四号）。恐らく番匠のもので造営に従事していた人々と考えられるが、その人数等は不明である。

(C) 鍛治は、金具・釘等の金属製品の作製に携わったと思われる職人である。称名寺の例では鍛治に支払われた作料は七貫七〇〇文と番匠に比して低額であり（番匠の作料は一三〇貫文）、造営事業全体からみれば副次的な仕事に従事していたものとみられる。鍛治による作業のために、称名寺や香取社では「鉄一駄片担」や鍛治炭等の費用が計上されている。支払われた賃金の額は香取社の例では番匠と同額ではあるが、従事した人数は少ない。

(D) 萱手は、屋根を葺く職人で、称名寺の例では「上萱」（神五四一三号）と称されている。香取社の例では番匠と同じく一日一〇〇文が支払われている。

(E) 山取は、材木の伐採に従事した職人である。香取社の造営では印東荘の六崎山（千葉県佐倉市）での木材の伐採に、番匠（二〇人）と共に山取三〇人が従事し、その費用三貫文が計上されている。また相馬松崎（千葉県成田市）の地での伐採では番匠二〇人・山取九〇人が従事して五貫文が計上されているところからみて、山取の手間賃は番匠に比して低額だったのではないか。称名寺の例では、杣取と記されており（神五四一三号）、同様な職人であったと考えられる。

(F) 手伝は、後述するように番匠等によって使役される雑夫的な存在であったと考えられる人々である。称名寺の例では、一日あたり五文程度の賃金が支払われる日雇い的な存在であったことがわかる。

以上、六種の職人について言及してきたが、これらの人々が寺社と日

常的にどのようなつながりをもつていたのかは不明な点が多い。從来鎌倉期の鎌倉を中心とする番匠等については、『吾妻鏡』等の記載からその所属が明らかになる例もあり、また戦国期には鶴岡八幡宮の造営の記録が残されており、鎌倉や奈良の番匠について明らかにされているのが現状である。⁽³⁵⁾しかし、今回検討してきた寺社の例では、番匠の所属について明らかにできるものがない。ただ、宝徳三年（一四五二）六月三日付の鎌倉府奉行人連署奉書写（神六一二四号）で、建長寺の大工職について言及しており、大寺社には専門の大工（番匠）が所属していたことが推測される。また、下野国の鎌阿寺の例では、足利荘の勧農郷内に番匠給が寄進されており（神六一七二号）、あるいは番匠の存在を前提としたものとも考えられる。しかし、いずれも番匠の組織としてどの程度の規模をもつものであったのかは明らかでなく、今後の課題である。

四 地域社会と造営

本章では、今までみてきた造営事業がそれぞれの地域に及ぼした様々な影響について考えてみたい。

造営事業は、それぞれの地域—寺社周辺・所領所在地・材木伐採地等に様々な影響を及ぼしていたことは容易に想像されるところである。例えば、鎌倉の淨光明寺領であった伊豆国三津荘内（静岡県沼津市）の四か村（平沢・立保・足保・久科）は、三島社の末社であった八幡宮造

営用の材木運搬の人夫役を課せられているが、「諸公事御免御判」（神五七四一號）を根拠としてこの人夫役を免除されている。ところで、この三津莊内の四か村は、駿河灣の西浦地区に該当し、湊としての要素をもつた地域に隣接していることを勘案すれば、この時の人夫役は、海上交通によつて運搬されてくる材木を陸揚げし、これを三島社の末社まで運ぶ人夫役だったのではないかと推測される。また、応永二六年（一四一九）に日光山常行堂の修理のために所領の荷所郷に臨時の段錢を賦課したが、これがもとで百姓の逃散をみている。同じく小池郷についても「御領中段別錢事、此間連々土民等困窮相続之間」（輪王寺文書五一号）とみえ、度重なる段別錢の賦課によつて百姓の困窮が続いており、こうしたことを背景として逃散へと至つたのではないだろうか。

このように、造営に伴う人夫役の徵發や臨時段錢の賦課等、在地の負担は大きなものがあつたものと推測される。この時期東国内での百姓逃散等の農民闘争が寺社領を中心と顯然化しているが、既に多くの先学によつて研究されている鶴岡八幡宮領・日光山領・鎌阿寺領等はいずれもこの時期に大きな造営事業を行つておらず、造営に關してなされた在地への賦課等は大きな負担であつたと推測され、決してこの事態とは無関係ではないであろう。⁽³⁶⁾

次に材木の調達についてみてみたい。造営事業にあたつては、大量の材木が必要となることはいうまでもないことであり、寺社は、材木の調達に苦心している様子が窺われる。応安八年（一三七五）の円覚寺の造

営では、上総国の亀山郷（千葉県君津市）で材木が伐採され、鎌倉まで海上輸送されたと推測できる（神四七四〇号）。亀山郷は、小櫃川の上流に位置し、この川を使うことにより大木を東京湾まで搬出することができるよう可能であったのである。鎌倉周辺では、大寺社の造営に使用できるような巨木は入手できず、遠隔地よりこれをもとめなければならなかつたのである。こうした遠隔地との材木を介した交流については、次の正統院の例が明瞭である。

（A）祐具・宗恵連署奉書（神五六五六号）

正統院造営材木筏百乘但自河上至網三綱分也任今月十一日御過書之旨、從当年至明年春中連々運上云々、無其煩可被勘過之由候也、仍状如件、

応永廿九年十月十六日

宗恵（花押）

祐具（花押）

美濃国

河上閔々奉行人中

（B）尾張守護代常竹織田奉書（神五六八〇号）

〔押紙〕
〔織田雲州〕

円覺寺末寺正統院材木、今度洪水、〔尾張國〕當國大山内繞鹿尾寺流留云々、任奉書之旨、寺家材木奉行方へ可被返渡之由候也、恐々謹言、

応永卅年

八月四日

常竹（花押）

織田藏人入道殿

織田左近入道殿

(C) 伊勢守護一色義範書状（神五七一三号）

円覚寺正統院造営材木事、（伊勢国）当國桑名より海上を被下候、上様より鹿

蘭寺をもて被仰出候、仍郡内船事、運賃有限事ニ候へハ、奉行僧申談可被申付候、たとい旅舟などにても候へ、漕貨可有下行候之上者、堅可被申付候、不可有無沙汰之儀候、謹言

（応永三年か）五月八日

義範（花押）

御賀本左衛門大郎殿

倉江加賀入道殿

以上（A）～（C）は「円覚寺文書」に伝来してきた円覚寺の塔頭の一つであった正統院造営の材木調達に関する史料である。これらの一連の史料によつて、造営のための材木が、美濃國より伐採され、木曾川を筏にして水上輸送され、桑名の湊を経て鎌倉まで海上輸送されたことがわかる。これらの史料によれば、（A）材木の量は、筏一〇〇乘分であり、（B）洪水のため材木が犬山の地の続鹿尾寺周辺に流れついたことや、（C）輸送にあたつての船賃の問題等の材木調達の実態が判明する。また、同じく応永三年七月六日付の正統院使統勝勧進錢請取案（神五七二七号）には、桑名での在津の折の費用や船賃、船の祈禱料等が計上されており、遠隔地からの材木輸送にあたつての諸経費の実態を知ることができる。また寺内には材木奉行が設置され、様々な交渉にあたつてい

たこともわかる。

美濃国は、古来木曾檜の産地として著名であり、大寺社の造営にあたつては大量の大木を使用するところから、材木の供給地としての役割を担っていた。例えば文明一四年（一四八二）の足利義政による東山山荘の造営に際しても、この地より材木が供給されていたことが知られている等、巨大建築には欠くことのできない材木の産地であったのである。また、下総国の香取社でも、瓦に使用する材木（柿葺用か）は、千葉氏の庶流が本拠とする印東荘内の六崎山で伐採されていることが知られ、また相馬松崎の地からは材木を、旧香取浦を下つて香取社まで水上輸送されたことがわかる。³⁸⁾

以上のように、寺社の造営に使用される材木は、寺社所在の近隣地域ばかりでなくかなり遠隔地からもこれを求めており、そしてこうした材木の調達に関しては、正統院の例でみたように船賃・祈禱等の細かい費用の計上や奉行人（僧）と守護等との折衝を必要としていたのである。そして、伐採や輸送には木材所在の地域の人々との関わりが生じていたことは誤りないであろうし、膨大な資材の調達には商人や問、楫取等の諸職人によつてなされ、そしてこれらの人々に膨大な錢貨が支払われていたものと推測される。

次に、寺社の造営に関与していた番匠・小工や鍛冶・萱手・杣取・木取といった職人の他に、工事に従事していた人々に焦点をあて地域との関わりについて考えてみたい。ここで注目したいのは、称名寺金堂の造

營に際して作成された次のような史料である（神五一三八号）。

〔金〕
今堂方手伝酒直事、自壬七月廿一日八月三日マテ

廿一日十六人分、 八十文	廿二日廿四人分、 百廿三文	廿四日十四人分、 七十四文
廿五日十一人分、 五十八文	廿六日七十四人分、 七十七文	廿七日十四人分、 七十四文
廿八日十六人分、 八十文	廿九日廿四人分、 八十四文	已上

八月分

二日七十五人分、
七十五文

三日七十四人分、
七十四文

応永二年八月三日

慈運

七百九十一文下行為、

この史料は、金堂造営にあたって七月二一日から八月三日までの一〇日間に「手伝」として動員された人々の日毎の数と、一日あたりに下行為した「酒直」の合計額を記した支払明細書ともいべきものである。

この他称名寺には、同様な史料として、

応永二年六月三日一一〇日（神五一三三号）

応永二年六月二〇日一三〇日（神五一三四号）

応永二年七月一日一一〇日（神五一三七号）

の期間の史料三点が伝来しており、約一〇日前後の期日でこのような注文が作成されていたことがわかる。

さて、これらの史料から、手伝いの人々には一日あたり約五文宛の酒直が支払われていたことが判明する。酒直とは酒手と同様な意味と考えられるので心づけの金錢と思われる。前掲の史料では、応永二年の七月

二一日から同八月三日までの一〇日にわたつてのべ一六二人、七九一文が下行為されたわけである。これらの人々は、称名寺金堂修造料足注文（神五一三〇号）にみえる「修造之間人仕雜用」に費用が計上された人々にあたると推測される。この史料によれば、「十一貫四百十四文」が「百余日之間人仕酒直」として計上されており、一日平均すれば、一四文で人数を二〇人と推測すれば約五文の賃金となる。

では、これらの人々はどのような人々であったのであらうか。前掲の史料の存在からみて、恐らく工事の期間中に日雇い的に従事した人々であつたものと推測される。そして、これらの人々は寺社の周辺に居住していた人々が、労働力として寺側に組織されたのであるまい。とすれば、寺社の造営事業は、周辺の地域の人々にとつて錢貨獲得の機会となつたものと考えられる。また、前章で言及したように資材の調達や輸送によつても商人や問等に膨大の錢貨が支払われていたと考えられるので、造営事業の地域にもたらす経済的効果は大きかつたといえるであろう。しかし、これらの事態は貨幣經濟の浸透を招き、下総国の香取社周辺では、当該期神官層による土地の売買が激化し、また同國の結城氏領でも蔵本による健田社神官への錢貨の貸付けによつて没落する神官も現れており、大きな社会矛盾となつていていたことは間違ひないであらう。

以上、章を分かちて一四・一五世紀における東国社会を、寺社の造営・修理事業のあり方を通してみてきた。おわりにあたり、この時期の東国社会の一端について概括し、残された課題についても述べてみたい。

鎌倉期には、鎌倉幕府の権力と権威を背景として様々な場面で寺社の造営が行われていた。それは特に鎌倉の地で顕著であり、北条氏の手によつて主として禅宗系の寺院の開創と建立がみられるようになつてゐる。

一方で旧国の一の宮クラスの神社の造営も、守護・在地領主クラスが御家人役として担つていたことは周知の所である。しかし、元弘三年（一三三三）の鎌倉幕府の滅亡によつて従来行なってきた造営事業は中断を余儀なくされ、またその後の南北朝の内乱によつて長期間にわたつて造営は行なれなくなつてしまつた。

ところで、東国社会に鎌倉府が設置され、政權の一定の安定をみるようになると、再び寺社の造営事業が開始されることとなつた。それは、内亂の中で修造が行われず、荒廃していた寺社側からの強い働きかけによるもので、一方寺社の保護政策を受け継いだ室町幕府の政策とも相俟つて、東国を管轄する鎌倉府は、財源の付与を行つていく。それは、造営料所・段錢・棟別錢・闕錢・帆別錢・有徳錢・勧進錢等の徵収の権利の付与であった。このようないわば公的な財源の造営事業全体に占める割合は既に称名寺や香取社の例でも明らかにしたように、かなり大きな割合を占めており、鎌倉府の掌握していた御料所以外の経済的基盤は井原今朝男氏の指摘のように、予想以上に大きいものとみなければならぬ

いであろう。こうした点より推測すれば、この時期の東国社会は、商品経済が浸透し、流通もかなり活発であつたものと考えられる。これは、関銭の徵収や帆別錢の徵収の前提となるのは、人々の往来や商品の流通の活発化であり、海上輸送によつて東国に来航する船の多さであるからである。

近年の成績によれば、東国と西国の米価の差を利用した伊勢商人の活動が推測でき、また交易によつて富を蓄積していく有徳人の存在が確認できる⁽⁴²⁾、当該期の東国社会は、経済的にかなり進展していたものと考えられる。そして、莫大な費用と労働力を必要とする造営事業の活発化は、一方で商人層の富の蓄積を可能にしたであろう。また巨大な材木等の多くの様々な資材を必要とする造営事業は、寺社の存在する周辺の地域のみでは完結せず、番匠・鍛冶等の職人を始めとして多くの労働力を周辺の地域から、また材木の調達先等はかなりの遠隔地にまで広がっているのである。そして、これらの職人には手間賃が錢貨によつて支払われている。こうした職人は本来それぞれの寺社に所属していた人々が多かつたものと考えられるが、その他の地域の集団を招いて従事させている例もあると推測される。また、造営は短期間で竣工できるものではなく、場合によつては数十年を要する事業であり、この間費用や資材の調達が行われ、また番匠等の職人はこれに従事していたものと考えられる。

しかし、それぞれの地域の経済を活性化させる効果もある造営事業で

はあったが、一方では支配の弛緩の間隙をぬって造営のための臨時の賦課に対する未進等の在地側からの抵抗という事態も生じている。

下野国の日光山領や鎌阿寺領の農民鬭争、あるいは鶴岡八幡宮領の農民鬭争

は、これらの寺社の造営事業の時期に当たつており、この事態と密接な関係を有していたものと推測される。また、関の設置による交通の障害と関銭の徴収にみられる円滑な流通経済への阻害は、関の撤廃運動への動きも生じさせており、この頃大きな矛盾が顕著になっていたことは間違いないであろう。

以上のようにみてくると、この時期の東国社会は、畿内・近国との主として海上交通で結ばれた活発な交流を背景に、一定程度の経済発展を遂げていたと考えられる。この発展の要因の一つに寺社の造営事業の活発化があり、またこの事業によって一層の経済発展もみられるようになつてはいたが、在地への度重なる賦課によって、一方では農民鬭争も引き起こしていたのであつた。また香取社の例でも窺えるように、貨幣経済の浸透によつて土地の売買もかなり活発になつており、神官といふいわば中間的領主層の没落という事態も現出させている。こうした様々な矛盾と、鎌倉公方の没落等による一五世紀後半以降の政治的空白によつて東国社会は混沌を極め、やがて戦国時代へと向うのである。⁽⁴⁴⁾

実証の部分でかなりの問題を残すこととなつた本稿ではあるが、今後はそれぞれの寺社の造営事業の分析を重ねることによつて、当該期の造営の具体像と、それに付随した様々な意味を探つていきたいと考えてい

る。大方の御叱正を御願いしたい。

(一九九六年一〇月成稿)

(注)

- (1) 『中世の東国—地域と権力—』(東京大学出版会、一九八九年)。
- (2) 『中世東国の支配構造』(思文閣出版、一九八九年) 及び『古河公方足利氏の研究』(校倉書房、一九八九年)。
- (3) 『戦国期東国の都市と権力』(思文閣出版、一九九四年)。
- (4) 『鎌倉府と関東—中世の政治秩序と在地社会』(校倉書房、一九九五年)。
- (5) 『幕府・鎌倉府の流通経済政策と年貢輸送—中世東国流通史の一考察』(永原慶二編『中世の発見』吉川弘文館、一九九三年)。
- (6) A 「武藏国品河湊納帳」をめぐつて—中世関東における隔地間取引の一侧面—』(『史艸』三〇号、一九八九年) B 「中世後期東国における流通の展開と地域社会』(『歴史学研究』六六四号、一九九四年) 他。
- (7) A 「熊野・伊勢商人と中世の東国』(『日本中世政治社会の研究』続群書類從完成会、一九九一年) B 「中世東国の商業と貨幣流通—とくに永楽錢基準通貨圈の問題—』(『武田氏研究』一三号、一九九四年) 他。
- (8) 「中世の東京湾—房総と武相との関係—』(『史観』四七号、一九五六年) 「東国史の舞台としての利根川・常陸川水脈』(『関東中心戦国史論集』名著出版、一九八〇年) のち同氏著書『中世房総の政治と文化』(吉川弘文館、一九八五年) に再所収。
- (9) 「中世前期の水上交通について』(『茨城県史研究』四三号、一九七九年) 「金沢氏・称名寺と海上交通』(『三浦古文化』四四号、一九八八年) 等。なお後者は、同氏著書『海と列島と中世』(日本エディタースクール出版部、一九九二年) に再所収。
- (10) 「中世東国の水運について』(『国史学』一四一号、一九九〇年) 「インタビューエ・中世東国の水運史研究をめぐつて』(『歴史評論』五〇七号、一九九二年) 等。
- (11) A 「中世東国と太平洋海運』(『六浦文化研究』二号、一九九〇年) B 「尾

張・参河と中世海運』(『知多半島の歴史と現在』五号、一九九三年)等。

(12) この他の業績については、峰岸純夫・村井章介編『中世東国の物流と都市』

(山川出版社、一九九五年)所収の「研究文献目録」に考古学・文献史学双方の研究成果が網羅されている。また同書に所収された諸論文の存在 자체、中世東

国における流通や都市の問題が深められていることを示すものといえよう。

(13) A 「中世後期東国における商業史の一視点—香取社領の蔵本を素材として—」(『史境』二二号、一九九一年) B 「中世後期東国における蔵本について—鹿島社領・結城氏領—」(『日本歴史』五四二号、一九九三年) C 「常陸国富有人注文の基礎的考察」(茨城県史研究)七一号、一九九三年)。

(14) 『大系日本の歴史6 内乱と民衆の世紀』(小学館、一九八八年)において「一五世紀中葉の関東は、政治的には秩序の解体が顕著であるが、そのなかにおいても、経済的には多様な発展の姿を読みとることができるのである。」と述べておられ、多様な経済発展の可能性を示唆しておられる。また近年の永原氏

の業績(注(7)参照)は、こうした提言を具体化したものと受け止められる。

(15) 従来寺社の造営については、鎌倉府の権限を論ずる際にとりあげられてきた。例えは渡辺世祐氏の『関東中心足利時代之研究』(雄山閣、一九二六年初版、一九七一年、新人物往来社より復刻)では、第一編の総論でいくつかの例

をとりあげ、その概略を鎌倉府の権限との関わりで述べているに過ぎない。

(16) 以下の史料典拠は、煩雑を避けるため、左記のような略号で出典を示すことをとする。また一部文書名を変えたものもある。

神:『神奈川県史 資料編2古代中世(2)』(一九七三年) 所収文書番号八四〇~三一四〇号。

『神奈川県史 資料編3古代中世(3上)』(一九七五年) 所収文書番号三一四一~六〇一六号。

『神奈川県史 資料編3古代中世(3下)』(一九七九年) 所収文書番号六〇一七~九八二三号。

鹿島神宮文書:『茨城県史料 中世編I』(一九七〇年)。

鎌阿寺文書・輪王寺文書:『栃木県史 史料編 中世I』(一九七三年)。

香取:『千葉県史料 中世篇 香取文書』(一九五七年)。

大林宣・旧大林宣家文書、神宮・香取神宮所蔵文書

また各寺社の概略や地名比定については、左記のような文献に依拠した。

『日本歴史地名大系』(平凡社) 神奈川県(一九八四年)・茨城県(一九八二年)・千葉県(一九九六年)・群馬県(一九八七年)・栃木県(一九八八年)の各巻。『角川地名辞典』(角川書店) 東京都(一九七八年)。『鎌倉市史 社寺編』(一九五九年)等。

(17) 『香取文書纂 卷二大林宣家所蔵文書』(一九〇六年) 所収「香取社造営料足納帳」。なお本史料の分析については遠山成一氏「室町前期における下總千葉氏の権力構造についての一考察—香取造営料足納帳」の分析を中心にして(『千葉史学』一六号、一九九〇年)があり、千葉氏の権力再編という視点から論じられている。

(18) 『棟札特集号』(『日立史苑』八号、一九九五年) 解説(糸賀茂男氏執筆)及び『新修日立市史 上巻』(一九九四年)所収の「中世第五章 日立地方の中世的語相」(佐々木倫朗氏執筆分)等。

(19) 『千葉県史料 金石文篇I』(一九七五年) 所収君津郡一〇一号。

(20) 太田亮氏『姓氏家系大辞典』(姓氏家系大辞典刊行会版、一九三四四年) 所収の「高滝」項。

(21) 棟札の分析によって様々な問題が明らかにされつつあるが、寺社の造営の時期や職人の問題を考える上でも有効な視点の一つであろうと思われる。近年の成果として、則竹雄一氏「後北条領国下における番匠の存在形態」「生活と文化」六号、一九九二年)、同「棟札に見る後北条領国下の地頭と村落」(永原慶二編『大名領国を歩く』吉川弘文館、一九九三年)、市村高男氏「戦国期番匠についての考察—棟札活用の一視点—」(永原慶二編同書)等がある。

(22) 室町幕府成立以降の京都を中心とする寺社及び幕府の施設等についても、同様に多くの造営事業が行われている。このような状況からみて、寺社の造営は全国的な規模で行われていたと考えられる。このことは、室町期の経済発展を推進させた一つの原動力であったものとも推測される。しかし、この問題に対する評価は、領主権力や在地の動向との関わり等を見据えた上で、今後十分に検討される必要があると思う。

(23) 鎌倉府の御料所以外の経済的基盤については、注(5)の井原今朝男氏の論文で指摘されており、本稿でもこの視点に多くの学んだ。

(24)・(25) 横原雅治氏「山伏が棟別錢を集めた話」(『遙かなる中世』七号、一九八六年)。本論文は、棟別錢徵収のあり方を具体的に解明したものとして特筆される業績である。

(26) 相田二郎氏『中世の関所』(歴史書房、一九四三年初版、一九八三年吉川弘文館より復刻)参照。

(27) 注(5)井原氏論文参照。

(28) 『北区史 資料編古代中世2』(一九九五年)。

(29) 注(11)綿貫氏A論文等を参照のこと。

(30) 『続常陸遺文 四』(静嘉堂文庫所蔵)所収文書。『真壁町史料 中世編III』(一九九四年)に全文写真並びに翻刻が所収されている。

(31) この史料の分析については、注(13)のC論文を参照されたい。

(32) 香取銭の性格については、現在のところ他に傍証がなく推測の域をでないが、香取社造営のための費用である点(香取、神宮三七号)から、特に領内より徴収した銭貨をこのように呼称したのではないかと考えている。

(33) 出典は注(17)と同じ。

(34) これらの職人の分析については、『新訂建築学大系4—I日本建築史』(彰国社、一九七四年版)及び大内直躬氏『ものと人間の文化史5 番匠』(法政大学出版会、一九七一年)等を参照したが、職人については遠藤元男氏や豊田武氏等の業績が早くから発表されており、研究史は厚い分野であるといえる。もとより本稿の分析で十分であるとは思われず、今後の課題としたい。

(35) 東国の番匠については、湯山学氏の『鶴岡八幡宮の大工—戦国期 鎌倉の寺社付属職人—』(『戦国期職人の系譜』角川書店、一九八九年)があり、戦国期の鶴岡八幡宮に従事した鶴岡八幡宮付属の大工や鎌倉の他の寺社の大工等について明らかにされており、その前史として鎌倉期の番匠についても言及がある。また近年の水藤真氏の『快元僧都記』に見る鎌倉八幡宮再建の諸相』(福田豊彦編『中世の社会と武力』吉川弘文館、一九九四年)も天文期の同宮の造営事業について分析したものである。また注(21)の則竹・市村兩氏の論文

も近年の貴重な成果である。

(36) 当該期の東国における農民闘争の意義については、佐藤博信・新川武紀・佐藤和彦・田代脩・峰岸純夫各氏の論文がある。これらの論文については、佐藤和彦氏の「一四・一五世紀東国社会と農民闘争—闘争の展開と基盤の検討—」(『民衆史の課題と方向』三一書房、一九七八年)を参照のこと。本稿の視点は闘争そのものの分析ではなく、その一契機となつたと考えられる造営の問題があるので、闘争の基盤やその全体像、評価等については全く言及していないことを御断りしておきたい。

(37) 黒川直則氏「東山山荘の造営とその背景」(『中世の権力と民衆』創元社、一九七〇年)。

(38) 応永二六年四月七日仮殿造営用途算用状(香取、大林宣三八号)には、「相馬松崎より御瓦木船にてこき申候、船方さかてにて給候」とみえる。

(39) 香取社領にみられる多数の土地売買については、伊藤喜良氏の「死亡逃亡跡と買地安堵」(『国史談話会雑誌』二二号、一九八一年)及び「香取社領の土地売買について」(羽下徳彦編『北日本中世史の研究』吉川弘文館、一九九〇年)がある。

(40) 注(13)B論文参照。

(41) 注(7)A論文参照。

(42) この時期の有徳人である品川の鈴木道胤や、神奈川の荒井妙法等については、近年多くの成果が報告されるに至っている。研究成果の各々については、市村高男氏の「中世東国における房総の位置」(『千葉史学』二一号、一九九二年)等を参照されたい。また近年では有徳人と都市論・宗教論等を総合的にとらえた湯浅治久氏の論文「中世東国の『都市的な場』と宗教」(注(12)著書所収)のような業績もあらわってきたことは注目される。

(43) 注(5)井原氏論文参照。

(44) 当該期の東国の鎌倉府体制から戦国期への国家論レベルでの見通しについては、佐藤博信氏の一連の業績がある。これらについては、注(2)の佐藤氏の二著書を参照されたい。